

新旧対照表

令和 7 年 12 月

三菱 UFJ e スマート証券

・ 「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」

新	旧	備考
<p>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</p> <p>お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。</p>	<p>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</p> <p><u>1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人</u></p>	記載変更

確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。

2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。

4 お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の

規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。

5 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

<p>第3条（継続管理勘定の設定）</p> <p>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>	<p>第3条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）</p> <p><u>1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第16条から第18条、第20条及び第26条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</u></p> <p><u>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</u></p>	<p>記載変更</p>
--	--	-------------

<p>第4条（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理）</p> <p>未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第16条から第18条、第20条及び第26条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）又は継続管理勘定において処理いたします。</p>	<p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>第4条（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理）</p> <p>未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。</p>	<p>記載変更</p>
--	--	-------------

<p>第8条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<u>お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）</u>の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① <u>災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）</u>及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p>	<p>第8条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<u>基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</u></p> <p>① <u>災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</u></p>	<p>記載変更</p>
---	--	-------------

<p>第10条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）</p> <p>1 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</p> <p>② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日</p> <p>③ 2026年1月1日</p> <p>第13条（出国時の取扱い）</p> <p>3 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に同令第25条の13の8第12項</p>	<p>第10条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）</p> <p>第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>第13条（出国時の取扱い）</p> <p>3 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に「未成年者帰国届出書」の提出を</p>	<p>記載変更</p> <p>記載変更</p>
--	---	-------------------------

<p>第6号に規定する「未成年者帰国届出書」の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>	<p>する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>	
<p>第18条（課税管理勘定の金銭等の管理）</p> <p>③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと</p>	<p>第18条（課税管理勘定の金銭等の管理）</p> <p>③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと</p>	<p>記載変更</p>
<p>第19条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）</p> <p><u>1</u> 第17条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p><u>2</u> 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の</p>	<p>第19条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）</p> <p>第17条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p>	<p>記載変更</p>

非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日

② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日

③ 2026年1月1日

第26条（課税未成年者口座取引である旨の明示）

1 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（第15条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

第26条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示）

1 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第15条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

記載変更

第28条（非課税口座のみなし開設）

第28条（非課税口座のみなし開設）

記載変更

2 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。

第29条（本契約の解除）

② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合
租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

③ 第19条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項

2 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

第29条（本契約の解除）

② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合
租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項

記載変更

追加

記載変更（参照）

に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日	に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日	条項の修正)
<p>⑤ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに<u>第13条第1項</u>の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）<u>租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号</u>の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑥ お客様が出国の日の前日までに<u>第13条第1項</u>の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに<u>同条第3項</u>の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、<u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項</u>で準用する<u>租税特別措置法施行令第25条の1</u></p>	<p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに<u>第13条</u>の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）<u>租税特別措置法第37条の14の2第20項</u>の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに<u>第13条</u>の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、<u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項</u>で準用する<u>租税特別措置法施行令第25条の1</u></p>	記載変更 記載変更（参照 条項の修正)

<p>3の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p>(2016年 1月)</p> <p>(2016年 3月) 改訂</p> <p>(2016年 6月) 改訂</p> <p>(2017年 9月) 改訂</p> <p>(2019年 08月) 改訂</p> <p>(2019年 12月) 改訂</p> <p>(2021年 04月) 改訂</p> <p>(2022年 12月) 改訂</p> <p>(2023年 11月) 改訂</p> <p>(2025年 02月) 改訂</p> <p><u>(2025年 12月) 改訂</u></p>	<p>3の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p>(2016年 1月)</p> <p>(2016年 3月) 改訂</p> <p>(2016年 6月) 改訂</p> <p>(2017年 9月) 改訂</p> <p>(2019年 08月) 改訂</p> <p>(2019年 12月) 改訂</p> <p>(2021年 04月) 改訂</p> <p>(2022年 12月) 改訂</p> <p>(2023年 11月) 改訂</p> <p>(2025年 02月) 改訂</p>	<p>記載変更</p>
---	--	-------------